

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

短期	
溶接加工科	一年
建築科	一年
	若干名
	若干名

を

短期		
溶接加工科	一年	若干名
建築科	一年	若干名
介護サービス科	六月	二人
		二人

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。